

CA گران・チャイナ ファンド



CA グラン・チャイナ・ファンド
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ

本投資信託説明書（目論見書）は、前半部分は「CA グラン・チャイナ・ファンド」の「投資信託説明書（交付目論見書）」、後半部分は同ファンドの「投資信託説明書（請求目論見書）」から構成されています。

本書は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

CA グラン・チャイナ・ファンド
追加型証券投資信託/ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書(交付目論見書)
2006年5月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「CA グラン・チャイナ・ファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）の第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 5 月 25 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 5 月 26 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめ、または同時に交付を行う目論見書です。
また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社に対して投資家の請求により交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 「CA グラン・チャイナ・ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
4. ファンドは元本及び分配金が保証されているものではありません。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に外国投資信託証券を通じて外国株式を投資対象としていますので、組入株式の価格の下落や組入株式の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託説明書（交付目論見書）の目次

ファンドの概要

ファンドの概要	1
ファンドのポイント	4
中国経済圏の株式市場への投資の留意点	8

ファンドの運用内容

ファンドの特色	9
投資方針	10
投資対象	13
分配方針	14
投資制限	15

ファンドのリスク

ファンドの主なリスク	17
その他の留意点	18

ファンドのしくみ

ファンドのしくみ	19
委託会社の概要	20
運用体制及びリスク管理体制	21

ファンドの申込方法

申込（販売）手続等	22
換金（解約）手続等	23

ファンドにかかる費用・税金

お客様に直接ご負担いただく費用・税金	24
ファンドで間接的にご負担いただく費用	24
税金の取扱	25

ファンドの運営方法・その他

管理及び運営の概要	27
内国投資信託受益証券事務の概要	29
その他ファンドの情報	31
「請求目論見書」の記載項目	31

ファンドの運用状況

ファンドの運用状況	32
ファンドの財務ハイライト情報	35

『信託約款』	39
--------	----

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」※の規定の適用を受けることとします。

※政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます）が予めこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「ファンドの運営方法・その他」中の《その他ファンドの情報》「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「ファンドの運営方法・その他」中の《管理及び運営の概要》の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権※を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

※受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

以上

ファンドの概要

ファンドの名称	CA グラン・チャイナ・ファンド
商品分類	追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ
ファンドの目的	当ファンドは、主として中国経済圏の株式に投資を行うファンドと「円建マネー サブファンド」に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を基本方針とします。
主な投資対象	ファンドの直接的な投資対象はルクセンブルグ籍「CA Funds グレーター・チャイナ」の I4 クラス及びフランス籍「円建マネー サブファンド」とします。「CA Funds グレーター・チャイナ」への投資比率は原則として 90%以上とすることを基本とします。原則として為替のヘッジは行ないません。組入対象投資信託証券は、変更することがあります。
信託設定日	平成 16 年 9 月 1 日（水）
信託期間	平成 16 年 9 月 1 日（水）～無期限とします。
決算日	年 1 回（2 月 25 日、休日の場合は翌営業日） ＜平成 18 年 6 月 19 日以降＞ 年 2 回（1 月 15 日及び 7 月 15 日、休日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。
募集期間	平成 18 年 5 月 26 日（金）～平成 19 年 4 月 13 日（金） * 募集期間は、その期間満了前に有価証券届出書を提出することによって、更新されます。
募集上限	1,000 億円
取得のお申込み	原則として、いつでもお申込みできます。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。 * ファンドの休業日とは、日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日であることを指します。

ファンドの概要

取得のお申込単位	1 万円以上 1 円単位または 1 万口以上 1 万口単位 お申込には「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の 2 つがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 * 「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。 * 「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。
お申込価額	お申込日の翌営業日の基準価額
お申込手数料	3.675% (税抜 3.5%) を上限に販売会社が定めるものとします。
途中解約	原則として、いつでも解約できます。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。 「解約請求」または「買取請求」によりお申込みいただけます。ただし、買取の取扱については販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
解約単位	1 口単位または 1 万口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	なし
解約代金のお支払い	解約請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社においてお支払いします。
信託報酬	信託財産の純資産総額に対し、年率 1.26% 以内（税抜年率 1.20% 以内）を乗じて得た金額。 この他、組入投資信託証券においても信託報酬がかかります。
税金等	後記「ファンドにかかる費用・税金」をご覧ください。

委託会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン
受託会社	りそな信託銀行株式会社

【基準価額及び解約価額、販売会社についての照会方法】

ファンドの基準価額及び解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「チャイナ」の名称で掲載されます。なお、これらの価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額及び解約価額、販売会社について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

ファンドのポイント

1 中国経済圏を知りましょう



名目GDP総額・一人当たり名目GDP:2004年12月末現在。株式市場の時価総額・銘柄数:2006年3月末現在。
(出所) 名目GDP総額・一人当たり名目GDP:ジェトロ。株式市場の時価総額・銘柄数:クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン

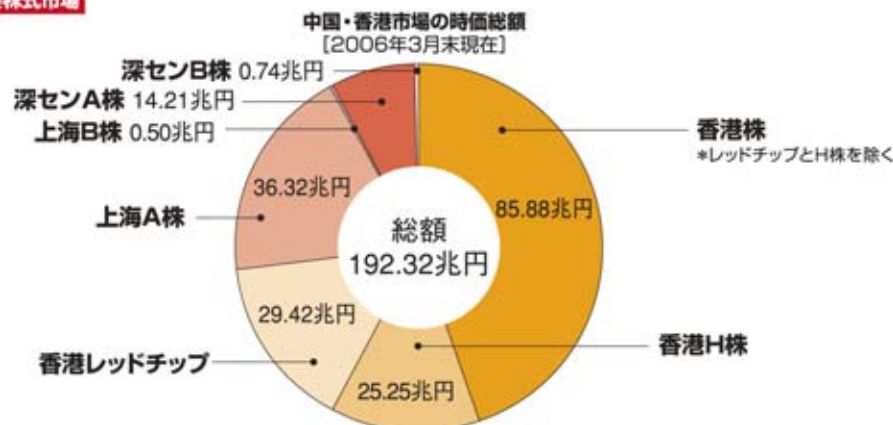
中国経済圏株式

主要投資対象市場	種類	通貨	特徴
香港証券取引所	H株	香港ドル	香港市場に直接上場している中国の国有企業等の株式。
	レッドチップ	香港ドル	中国政府系機関の資本傘下にある香港上場企業の株式。
	その他上場株	香港ドル	上記以外の香港上場株式。ハンセン指数®を構成する優良企業の株式や中国本土内に収益基盤を持つ企業の株式等。
上海証券取引所	A株	人民元	中国国内投資家向けの市場。国外投資家へ限定的に解放されている。
	B株	米ドル	上海市場に上場している中国企業の株式。
深セン証券取引所	A株	人民元	中国国内投資家向けの市場。国外投資家へ限定的に解放されている。
	B株	香港ドル	深セン市場に上場している中国企業の株式。

※ ハンセン指数とは、香港市場の代表的な株価指数で、1964年7月31日を基準としてHSIサービス社が公表しており、香港証券取引所の時価総額の約7割を占める主要な33銘柄を対象として時価総額加重平均で算出しています。

中国経済圏の主要株式市場

中国経済圏の主要株式市場



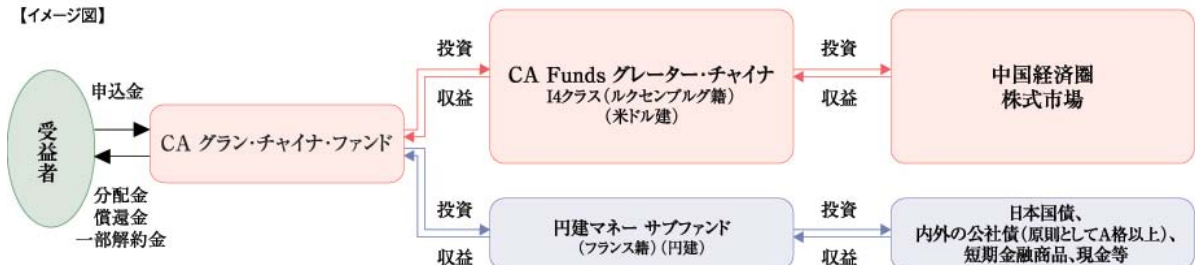
(出所) クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンのデータを基にクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が作成。

2 ファンドのしくみ

- ・主として、中国経済圏の株式に投資する「CA Funds グレーター・チャイナ」（ルクセンブルグ籍、米ドル建、I4クラス※）と「円建マネー サブファンド」（フランス籍、円建）に投資します。ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- ・「CA Funds グレーター・チャイナ」の組入比率を原則として90%以上に保つこととします。

※「CA グラン・チャイナ・ファンド」の日本での設定に際し、「CA Funds グレーター・チャイナ」に新たに I4 クラスを設け、既存のクラスと合わせた合同運用が行われています。

【イメージ図】



【CA Funds グレーター・チャイナの概要】（ルクセンブルグ籍会社型投資信託）（米ドル建）

設定日： 1986 年 1 月 13 日

ベンチマーク：ハンセン指数（香港）

純資産： 約 1.51 億米ドル（約 176.9 億円@117.47 円、2006 年 3 月 31 日現在）

信託報酬： 税抜年率 0.72%以内(I4 クラス) (2006 年 3 月 31 日現在、税抜年率 0.72%)

運用会社： クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン

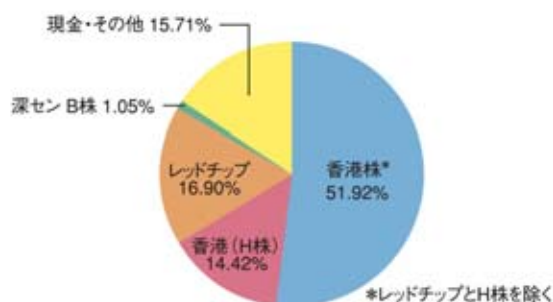
《ファンドの特徴》

1. 主として香港市場上場企業株式、中国経済圏企業株式に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。香港上場企業への投資割合を 70%以上とします。
2. 中国市場上場株式や台湾市場上場その他の地域で設立・上場し、香港、中国、台湾で顕著な成長の見られる企業にも投資します。
3. ベンチマーク追従よりもボトムアップによる銘柄選択に重点を置いたアクティブ運用をします。

ファンドの概要

【CA グラン・チャイナ・ファンドのポートフォリオ現況】（2006年3月末現在）

市場別組入比率※1



保有上位10銘柄※1

	銘柄	組入比率(%)	業種	上場市場
1	ベトロチャイナ	5.50	エネルギー	H株
2	香港証券取引所	5.02	金融(除く不動産)	香港
3	CNOOC(中国海洋石油)	4.48	エネルギー	レッドチップ
4	ツージンマイニング	4.31	素材	H株
5	エスプリ	4.23	一般消費財・サービス	香港
6	スタンダード・チャータード銀行	4.04	金融(除く不動産)	英国
7	長江実業	3.68	不動産	香港
8	シュンタックホールディングス	3.57	不動産	香港
9	中国海外発展	3.07	不動産	レッドチップ
10	クリープロバディ	2.93	不動産	香港

2006年3月末現在、合計47銘柄を組入れています。

設定来の基準価額の推移



※1 「CA グラン・チャイナ・ファンド」が投資する「CA Funds グレーター・チャイナ (I4クラス)」のマスターファンドの組入状況です。

※2 基準価額〔税引前分配金再投資〕は、当ファンドの基準価額に、分配金（税引前）をその分配を行う日に無手数料で全額再投資したと仮定して算出したものであり、実際の基準価額とは異なります。

* 過去の実績であり、将来を保証あるいは予測するものではありません。

3 中国経済圏に注目する3つのポイント

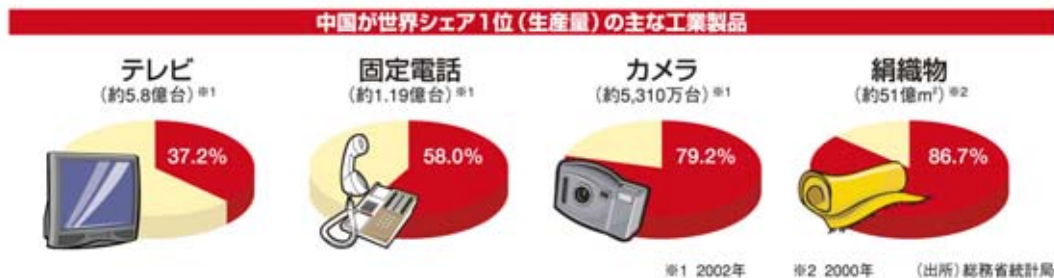
ポイント1. めざましい経済成長

- ・ 1978 年鄧小平（とうしょうへい）氏による改革・開放路線決定、1992 年「社会主義市場経済」宣言などを経て、中国はめざましい経済成長を遂げてきています。



ポイント2. 「世界の工場」としての中国

- ・ 豊富で安価な労働力を利用して、特に製造業の分野で強みを発揮しています。

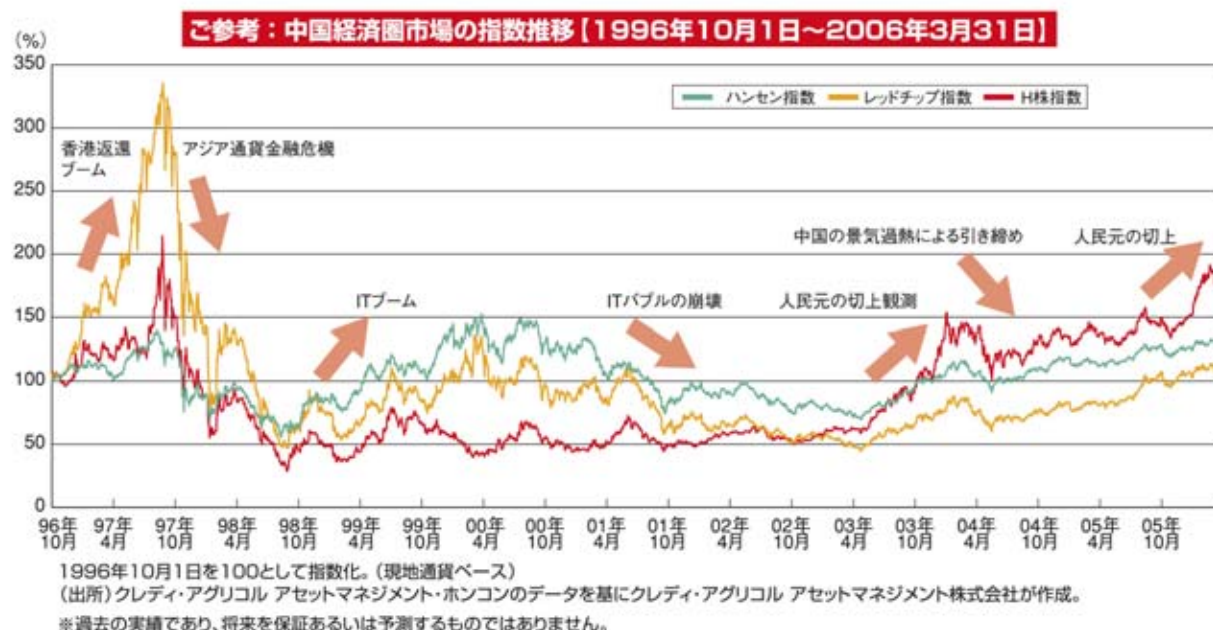


ポイント3. さらに「巨大消費市場」へ

- ・ 経済発展に伴い所得水準も向上してきています。
- ・ 13 億を超える人口をかかえる中国は、「世界の工場」としてのみならず、巨大な消費市場へとになっていく可能性を秘めています。



ファンドの概要



中国経済圏の株式市場への投資の留意点

- ・ 中国では国際標準に合う方向で、証券市場等の整備が進められていますが、国益重視の観点から、通貨規制、資本規制があります。
- ・ 証券市場や会計制度が整備途上のため、先進主要国の市場への投資と比較して証券投資にかかわる判断のための情報の入手が困難な場合があります。
- ・ 先進主要国に比べ金融システムが脆弱なため、海外証券市場の急落や外国人投資家の動きによっては、証券市場が大きな影響を受けることがあります。
- ・ 貿易相手国や近隣諸国との間で処々の要因から政治的な摩擦が起きる可能性があります。このため、投資環境の変化により証券市場が大きな影響を受けることがあります。

リスクの詳細については本交付目論見書本文17頁をご参照ください。

ファンドの特色

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。主として、中国経済圏の株式へ投資を行うファンドと円建マネーファンドに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行います。

ファンドの特徴

1. 主として、中国経済圏の株式に投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds グレーター・チャイナ」の I4 クラス（米ドル建）とフランス籍の「円建マネー サブファンド」（円建）に投資します。
2. 中国経済圏の株式に投資する投資信託証券（「CA Funds グレーター・チャイナ」の I4 クラス）の組入比率は、原則として、90%以上とすることを基本とします。また、ファンド全体における投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することとします。
3. 原則として、為替ヘッジは行いません。
4. 組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。
5. 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。
6. 運用にあたっては、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンの投資助言を受けております。

信託金の限度額は、1,000 億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

※ 投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは投資信託に投資する投資信託のことをいいます。一般的な投資信託は株式や債券に投資しますが、ファンド・オブ・ファンズは、複数の投資信託に投資します。即ち、一つのファンドが他の複数のファンドに分散投資を行う仕組みです。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

ファンド・オブ・ファンズ方式の投資によるメリット

- ・資産規模の大きなファンドへ投資することによって幅広い分散投資を可能にします。
- ・少額でも効率よく資産運用できるので投資コストの軽減が図れます。
- ・既に運用実績のあるファンドに投資ができます。

当ファンドは、主として2つの投資信託証券へ投資します。

「CA Funds グレーター・チャイナ」の I4 クラス※はルクセンブルグ籍の会社型投資信託、「円建マネーサブファンド」はフランス籍の契約型投資信託です。

※「CA グラン・チャイナ・ファンド」の日本での設定にあたり、「CA Funds グレーター・チャイナ」に新たに I4 クラスを設け、既存のクラスと合わせた合同運用が行われています。

【イメージ図】



ファンドの運用内容

投資方針

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、中国経済圏の株式へ投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds グレーター・チャイナ」の I4 クラス（米ドル建）と、短期金融資産等に投資するフランス籍の「円建マネー サブファンド」（円建）に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本方針とします。

《中国経済圏株式》

主要投資対象市場	種類	通貨	特徴
香港証券取引所	H株	香港ドル	香港市場に直接上場している中国の国有企業等の株式。
	レッドチップ	香港ドル	中国政府系機関の資本傘下にある香港上場企業の株式。
	その他上場株	香港ドル	前記以外の香港上場株式。ハンセン指数※を構成する優良企業の株式や中国本土内に収益基盤を持つ企業の株式等。
上海証券取引所	A株	人民元	中国国内投資家向けの市場。国外投資家へ限定的に解放されている。
	B株	米ドル	上海市場に上場している中国企業の株式。
深セン証券取引所	A株	人民元	中国国内投資家向けの市場。国外投資家へ限定的に解放されている。
	B株	香港ドル	深セン市場に上場している中国企業の株式。

※ ハンセン指数とは、香港市場の代表的な株価指数で、1964年7月31日を基準としてHSI サービス社が公表しており、香港証券取引所の時価総額の約7割を占める主要な33銘柄を対象として時価総額加重平均で算出しています。

- ① 主として、中国経済圏の株式に投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds グレーター・チャイナ」（米ドル建）の I4 クラスとフランス籍の「円建マネー サブファンド」（円建）に投資します。
- ② 中国経済圏の株式に投資する投資信託証券（「CA Funds グレーター・チャイナ」の I4 クラス）の組入比率は、原則として、90%以上とすることを基本とします。また、ファンド全体における投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することとします。
- ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ④ 組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。
- ⑥ 運用にあたっては、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンの投資助言を受けております。

◆投資対象ファンド概要◆

『CA Funds グレーター・チャイナ』（ルクセンブルグ籍会社型投資信託）（米ドル建）

設定日： 1986年1月13日
 ベンチマーク： ハンセン指数（香港）
 純資産： 約1.51億米ドル（約176.9億円@117.47円、2006年3月31日現在）
 信託報酬： 税抜年率0.72%以内（I4クラス、2006年3月31日現在、税抜年率0.72%）
 運用会社： クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン

《ファンドの特徴》

1. 主として香港市場上場企業株式、中国経済圏企業株式に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。香港上場企業への投資割合を70%以上とします。
2. 中国市場上場株式や台湾市場上場その他の地域で設立・上場し、香港、中国、台湾で顕著な成長の見られる企業にも投資します。
3. ベンチマーク追従よりもボトムアップによる銘柄選択に重点を置いたアクティブ運用をします。

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン概要》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンは、クレディ・アグリコル・グループのアジアにおける資産運用を担当しております。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント（CAAM）は1997年5月20日、クレディ・アグリコル エス・エーのインドスエズ銀行買収により誕生しました。クレディ・アグリコルの資産運用部門の前身であるセジェスパーと、インドスエズ銀行の資産運用部門の前身であるインドスエズ・アセットマネジメントのビジネスを融合。セジェスパーは1978年に資産運用ビジネスを開始し、またインドスエズ銀行の資産運用部門の活動は1950年代初期にまでさかのぼります。1997年、インドスエズ銀行をケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコル（クレディ・アグリコル エス・エーの前身）が買収したことに伴い、セジェスパーの資産運用部門がインドスエズ・アセットマネジメントと合併し、インドカムと名称変更、ポートフォリオ・マネージャーとして資産運用ビジネスを行ってきました。2001年4月、現在のクレディ・アグリコル アセットマネジメントに名称変更し、資産運用会社として事業分野を広げ、現在に至っております。クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンはアジア地域の中心拠点として、1982年に設立されました。

《運用スタイル》

- ・アジア株式運用における運用哲学は「アセット・アロケーション・オーバーレイを加味した銘柄選択」です。
- ・綿密なリサーチ及び分析に基づく銘柄選択と、緊密なチーム・ワークと全運用スタッフの相互作用が一体となって成長性を重視したボトムアップ・アプローチによる投資を実行しています。

ファンドの運用内容

<銘柄選択のポイント①：定性評価の基準>

- ・割安なバリュエーションと高い利益成長の見込める企業
- ・投資格付の引上げが近いと見込める企業

企業	経営	産業
- 競争上の優位性 - ニッチ市場や業界における支配的地位 - 事業の集約度 - 高付加価値なビジネス - 内部成長と合併による成長	強固な経営陣 - 明確なビジョン - 真摯な姿勢 - トラック・レコード - 実行力 情報開示、透明性 少数株主への対応 技術革新	- 産業の成熟度 - 参入障壁 - 景気サイクル - 競争 - 規制環境

<銘柄選択のポイント②：定量評価の基準>

利益成長の牽引力

- ・安定した売上成長力
- ・利益率の維持と拡大
- ・コスト構造とコスト管理
- ・価格決定力
- ・ROEの要因分析

財務内容

- ・現預金と内部資金量
- ・ギアリング・レシオ
- ・各国特有の会計処理
- ・加重平均資本コスト
- ・投下資本利益率

利益予測

- ・外部要因の見直し修正に伴う定期的な業績予想見直し
- ・利益変動要因となり得る要素を予測
- ・外部アナリストと社内予想との定期的な比較検討

<銘柄選択のポイント③：バリュエーションにおける基準>



『円建マネー サブファンド』（フランス籍契約型投資信託）（円建）

設定日： 2001年12月4日
 純資産： 約8.1億円（2006年3月31日現在）
 信託報酬： 税抜年率0.15%以内（2006年3月31日現在、税抜年率0.10%）
 運用会社： クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー

《ファンドの特徴》

ファンドは、日本の市中金利との関係で、円建で純資産価額の日々の成長を達成することを目的とします。ファンドのポートフォリオは、主に日本国債、内外の公社債（原則A格以上）、短期金融資産等（財務省証券、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、銀行預金等）及び公開または非公開の発行会社の社債から構成されています。

ファンドは、効力を有する法令によって認可されているフランス及びその他外国の市場において、金融派生商品に投資することができます。ファンドは、買戻条件付取引及び有価証券貸付取引を行うことができます。

《クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー概要》

クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー（フランス）は、クレディ・アグリコル・グループのストラクチャード・プロダクトの知識、ノウハウ、技術を結集させた資産運用会社です。クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）と同一の運用チームが従来どおりの商品設計力とグループ内の資産運用サービスに基づいて、ストラクチャード商品等を提供します。

投資対象

①投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるもの(CP)を除きます)
 - ニ. 金銭の信託の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は主として「CA Funds グレーター・チャイナ」のI4クラス及び「円建マネー サブファンド」の投資信託証券のほか、信託金を、次の有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ファンドの運用内容

分配方針

①収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎年2月25日、平成18年6月19日以降は、1月15日及び7月15日。休日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保額の運用方針

留保額の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(i) 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その金額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

(iii) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

(iv) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等とは、原則として、各受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払

1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換に支払います。

2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として毎計算期間終了日に収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券を売付します。

3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換に受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資制限

【当ファンドの信託約款で定める投資制限】

- 1) 投資信託証券以外への投資は、信託約款に定める範囲内で行います。
- 2) 株式への投資制限
株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への投資制限
外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託への投資制限
原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、信託約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図及び範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 7) 資金の借入れの制限
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - (c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 8) 受託者による資金の立替え
 - (a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 - (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - (c) 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

ファンドの運用内容

【法令により禁止または制限される取引等】

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます）等により、後記に掲げる取引は、禁止または制限されます。

1) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

2) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の100分の50を乗じた額が、当該信託財産に係る次の(a)、(b)に掲げる額（これらの取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします）並びに(c)及び(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるものにかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図することはできません。

- (a) 当該信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます）。
- (b) 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一または複数の有価証券若しくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます）の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

ファンドの主なリスク

当ファンドの主要投資対象は、中国経済圏の株式に投資するルクセンブルグ籍の投資信託証券であり、当該投資信託証券は、値動きのある有価証券に投資します（外国証券には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。以下は、当ファンドに関して考えられる主なリスクです。

①中国経済圏株式のリスク

- ・当ファンドの主要投資対象であるルクセンブルグ籍の投資信託証券は、主に香港市場、中国市場、又は台湾市場に上場している中国経済圏株式を投資対象としていますが、中国、香港及び台湾における社会的・経済的環境は、相対的に不透明なことがあり、各政府は、自国経済や株式市場を規制又は監督する上で大きな影響力を行使することがあります。このため、規制の変更等により、当ファンドが運用上の大きな制約を受ける可能性も想定されます。また、当該各国の企業活動及び証券市場に関する法令、会計基準等が先進主要国と異なることがあること、政治及び経済環境の急変時には市場の流動性がより小さくなる可能性があることから、リスクは相対的に高くなります。従って、当ファンドの基準価額は、先進主要国の市場へ投資しているファンドと比較して大きく変動する可能性があります。
- ・中国では国際標準に合う方向で、証券市場等の整備が進められていますが、国益重視の観点から、通貨規制、資本規制があります。
- ・証券市場や会計制度が整備途上のため、先進主要国の市場への投資と比較して証券投資にかかわる判断のための情報の入手が困難な場合があります。
- ・先進主要国に比べ金融システムが脆弱なため、海外証券市場の急落や外国人投資家の動きによっては、証券市場が大きな影響を受けることがあります。
- ・貿易相手国や近隣諸国との間で処々の要因から政治的な摩擦が起きる可能性があります。このため、投資環境の変化により証券市場が大きな影響を受けることがあります。

② 価格変動リスク

上場、非上場にかかわらず、有価証券への投資にはリスクが伴います。有価証券の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、ファンドの基準価額は、ファンドが置かれている投資環境により変動します。また、債券及びその他確定利付証券への投資もリスクを伴います。一般に、債券価格は金利によって変動し、金利が上昇すると債券価格は下がります。債券及びその他確定利付証券の市場価格は、発行体の債務不履行や流動性リスクなどの信用リスクの影響も受けます。

③ 市場参加リスク

当ファンドが（直接若しくは間接に）取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産が保管を目的に委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。

④ 信用リスク

- ・当ファンドが取引を行う一定の組織化された市場が、主たる市場になります。かかる市場において、当ファンドは相手方当事者の債務不履行による影響を受けます。
- ・相手方当事者が破産した場合、本来ならば相当の利益を得ていたと思われる場合でも、当ファンドの資金を回収することは不可能となり、受益者は多大な損失を被ることがあります。
- ・債券への投資は、該当する発行体の財政状況、一般的な経済状況、若しくはその両方、あるいは金利の予期せぬ上昇により、特に超過債務の発行体が利払い・元本償還能力を失うおそれのある場合、不利な変動をすることがあります。該当する発行体の利払い・元本償還能力は、（発行体）企業の特定の事業展開や、特定の経営プランの実現不能若しくは追加的資金調達が不可能な場合にも、不利な変動をするおそれがあります。また、景気の低迷や金利上昇は、債務証券の発行体の債務不履行の可能性を増大させるおそれがあります。
- ・当該発行体が債務不履行に陥った場合は、その債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなり、ファンドの基準価額の下落要因となります。

⑤ ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

ファンドのリスク

⑥ 流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。

⑦ 政治的リスク

ある国の政治状況が、ファンドが投資する国の証券価値に影響を与えることがあり、結果としてファンドの基準価額にも影響が及ぶことがあります。

⑧ 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になります。

⑨ 為替変動リスク

- ・外貨建の有価証券に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・当ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、主な投資対象であるファンドの投資信託証券は外貨建であり、為替ヘッジは行いません。ファンドの基準価額は主に円対米ドル及び米ドル対中国経済圏通過の為替相場の動きにより変動します。
- ・外貨建証券は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて、価格が大きく変動することがあります。

⑩ 規制の変更

- ・当ファンドの運用に関連する国又は地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

⑪ その他

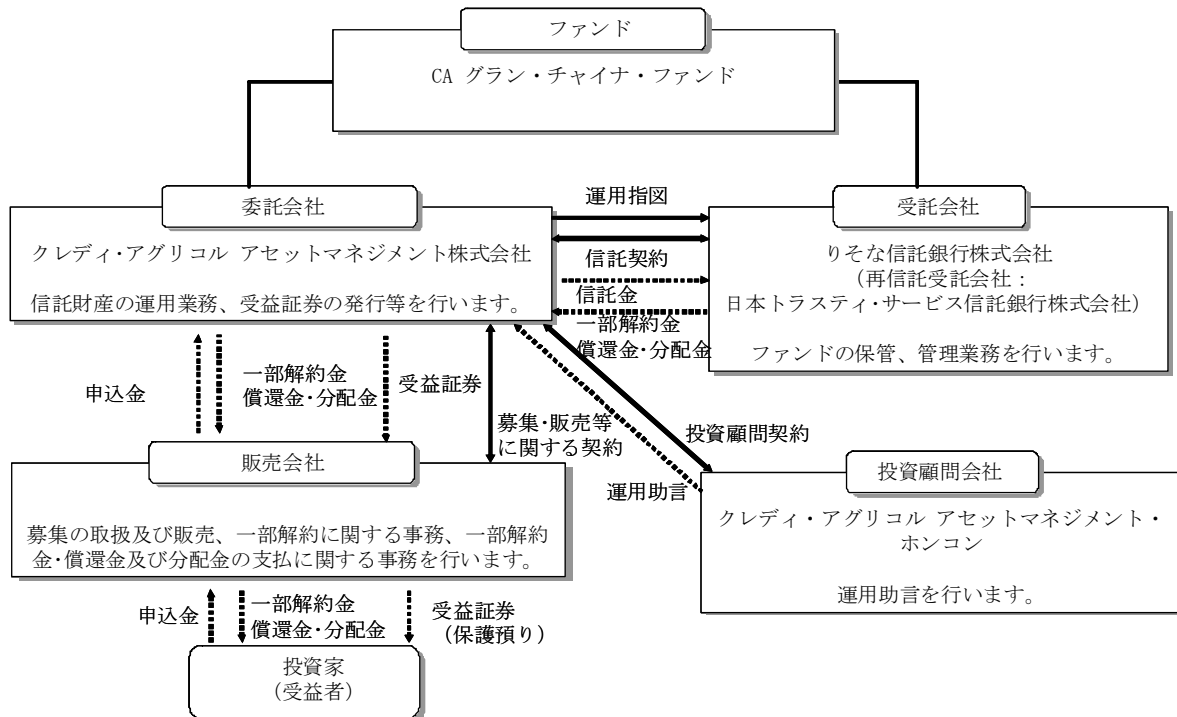
- ・前記以外にも、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・投資環境の変化などにより、継続募集期間の更新を行わないことや、募集を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、当初元本を下回る可能性があります。

その他の留意点

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(証券会社・銀行は販売の窓口となります)。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

ファンドのしくみ



委託会社の概要

名称 : クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
 代表者の役職氏名 : 代表取締役 青野 晴延
 本店の所在の場所 : 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【委託会社の資本金】

3 億円（有価証券届出書提出日現在）

【委託会社の沿革】

昭和 61 年 7 月 1 日 「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立
 昭和 63 年 6 月 8 日 証券投資顧問業の登録
 平成元年 1 月 31 日 投資一任契約にかかる業務の認可
 平成 2 年 7 月 20 日 「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更
 平成 6 年 9 月 20 日 「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更
 平成 7 年 10 月 2 日 「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更
 平成 9 年 9 月 1 日 「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更
 平成 10 年 9 月 30 日 「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更
 平成 10 年 11 月 24 日 証券投資信託委託業の免許取得（法律改正に伴い、現在は認可取得）
 平成 13 年 4 月 25 日 「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更

【大株主の状況】

（有価証券届出書提出日現在）

株 主 名	住 所	所 有 株 数	所 有 比 率
クレディ・アグリコル アセ ットマネジメント・エス・エー	フランス共和国 パリ市 パスツール大 通り 90番地 75015	23,200株	100%

《クレディ・アグリコル・グループ概要》

クレディ・アグリコル・グループは、1894 年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコル エス・エーは、欧州大陸第 1 位のユニバーサルバンク^{※1}（地銀 43 行、従業員数約 62,000 人超、9,060 支店^{※2}）であり、フランス国内で上位の格付を取得しております（スタンダード&プアーズ社：AA 格、ムーディーズ社：Aa2 格、フィッチ社：AA 格^{※3}）。

クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、商業銀行部門、地方銀行部門、資産運用部門、生命保険部門、損害保険部門、コンサルタント部門等と広範囲にわたっております。

また、2003 年 6 月にフランス大手銀行クレディ・リヨネを買収したことで、ユーロ圏最大級の金融グループとなっております。

※1 自己資本（第一分類）は 634.22 億米ドル（出所：The Banker, July 2005）に基づきます。

※2 2004 年 12 月末現在

※3 2005 年 3 月末現在

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社概要》

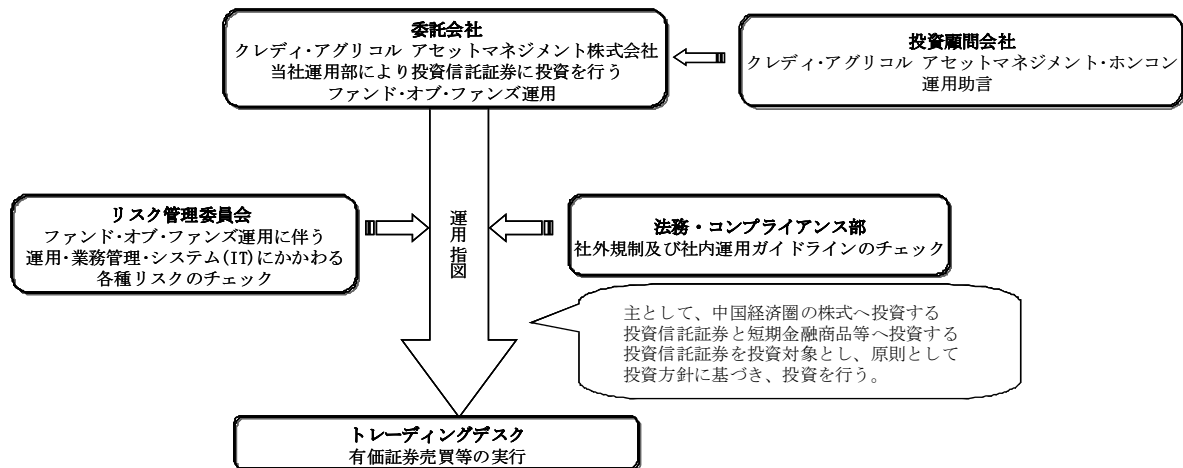
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用部門であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）の 100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986 年以来、日本のお客様に資産運用サービスを提供しております。

現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、日本株式の運用拠点としてパリ本社運用チームと連携した日本株式アクティブ運用を行っており、元本確保型ストラクチャード商品を中心とする投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

運用体制及びリスク管理体制

【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

【リスク管理体制】

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社ではリスク管理を徹底すべく、以下のように2段階でリスクのモニター・管理を行っております。

・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当する運用部は、企画本部からの定期的なフィードバックをもとにリスク・パフォーマンス状況の検討、組入れ投資信託証券のリスク試算等を行い、リスク管理が運用プロセスの重要な一部であるとの認識に立って、運用の決定を行います。また法務・コンプライアンス部とともに、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規定の遵守を徹底しております。

・業務上のリスク管理

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の運用状況モニター及びリスク管理については、現在以下の事項が実施されています。

- (i) ファンド毎に、目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資制限や投信法及び協会ルール等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を確認します。
- (ii) 投資制限等に超過が見つかった場合は事情を確認し、市場変動等外的要因による“一時的な超過”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。
- (iii) 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは会長、社長、法務・コンプライアンス部長及び同スタッフ、業務管理本部長、運用部長）に報告されます。同委員会においては、決済に関わる問題、その他受託者責任上の諸問題が発生した場合の問題処理手続や再発防止策についても報告、議論がなされ、リスク管理について必要な方策を講じています。
- (iv) 四半期毎にリスク管理委員会（メンバーは全ての常勤取締役、法務・コンプライアンス部長、法務・コンプライアンス部リスク管理担当者及び運用部で構成）が開かれ、運用・業務管理・システム（IT）に関わるリスクの週次・月次モニターの結果等を通じてリスク管理体制全般の構築が行われています。

ファンドの申込方法

申込（販売）手続等

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店・営業所において取扱っております。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込期間 (継続募集期間)	平成18年5月26日(金)から平成19年4月13日(金)まで※ ただし、日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日の場合は、お申込みできません。 ※ 継続募集期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
お申込単位	1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位 お申込みには「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の2つがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 * 「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。 * 「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。
お申込価額	申込日の翌営業日の基準価額（当初1口当たり1円）
お申込手数料	申込手数料は、3.675%(税抜 3.5%)を上限に販売会社が定めるものとします。
払込期日	お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

換金（解約）手続等

解約期間	原則として、毎営業日解約のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。 ただし、日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日の場合は、お申込みできません。
解約単位	1口単位または1万口単位
解約価額	申込日の翌営業日の基準価額
解約手数料	なし
信託財産留保額	なし
解約金の支払	解約金は、解約受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。
受益証券の買取	販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益証券を買取ります。 買取のお取扱については販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

- ① 証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ② 途中解約が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約請求を撤回しない場合には、当該証券の解約価額は、途中解約中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

申込(販売)手続等及び換金(解約)手続等について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：http://www.jp.ca-assetmanagement.com

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

ファンドにかかる費用・税金

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料※ ¹	3.675%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めるものとします。
途中解約時	所得税及び地方税	解約価額※ ² の個別元本超過額※ ³ に対して課税されます。
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対して課税されます。
償還時	所得税及び地方税	償還時の個別元本超過額に対して課税されます。

※¹ 詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。また、委託会社のインターネットホームページ（<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>）でも販売会社のお申込手数料等がご覧いただけます。

※² 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

※³ お客さまの個別元本（受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

（注）税制が変更・改正された場合は上記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

ファンドで間接的にご負担いただく費用

ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

【信託報酬等】

時期	信託報酬		
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、年率 1.26%以内（税抜 1.20%以内）を乗じて得た金額 現状：年率 1.1865%（税抜 1.13%）	
	信託報酬の配分	委託会社	年率0.4725%以内（税抜0.45%以内）※ 現状：年率0.399%（税抜0.38%）
		販売会社	年率0.735%（税抜0.70%）
		受託会社	年率0.0525%（税抜0.05%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき（平成18年6月19日以降は、毎計算期間末または信託終了のとき）に信託財産中から支弁します。

※ 投資顧問会社への報酬は、委託会社の信託報酬から税抜年率0.05%以内（2006年3月31日現在、税抜年率0.03%）が支払われます。また、組入投資信託証券とその信託報酬は後記の通りです。

「CA Fundsグレーター・チャイナ」のI4クラス：税抜年率0.72%以内（2006年3月31日現在、税抜年率0.72%）

「円建マネー サブファンド」：税抜年率0.15%以内（2006年3月31日現在、税抜年率0.10%）

*日本国外においてかかる費用（組入投資信託証券の信託報酬）に関しては、消費税が課されません。委託会社は、受託会社の同意のうえ、前記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

【その他の手数料等】

①資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

②信託事務等の諸費用

1. 信託財産に関する租税、その他信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息並びに信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び当該監査費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
2. 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき（平成 18 年 6 月 19 日以降は、毎計算期間末の翌営業日までに、または信託終了のとき）信託財産中から支払われます。

③ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用並びに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

* ルクセンブルグ籍及びフランス籍の投資信託証券においても組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を現地投資信託証券が負担します。

税金の取扱

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

① 個別元本について

- (i) 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ii) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (iii) 保護預りでない受益証券及び記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (iv) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「③収益分配金の課税について」を参照）。

② 途中解約時及び償還時の課税について

途中解約時及び償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- (i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- (ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ファンドにかかる費用・税金

④ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(i) 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中解約時 償還時	平成 20 年 3 月 31 日まで	10% 所得税 (7%) 地方税 (3%)	途中解約時及び償還時の 個別元本超過額に対して 源泉徴収 (申告不要) さ れます。
	平成 20 年 4 月 1 日以降	20% 所得税 (15%) 地方税 (5%)	
収益分配時	平成 20 年 3 月 31 日まで	10% 所得税 (7%) 地方税 (3%)	収益分配金のうち、「普通 分配金」に対して源泉徴 収 (申告不要) されます。 「特別分配金」には課税さ れません。
	平成 20 年 4 月 1 日以降	20% 所得税 (15%) 地方税 (5%)	

* 確定申告により総合課税の選択もできます。

(ii) 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中解約時 償還時	平成 20 年 3 月 31 日まで	7% (所得税 (7%))	途中解約時及び償還時の 個別元本超過額に対して 源泉徴収されます。地方税 の源泉徴収はありません。
	平成 20 年 4 月 1 日以降	15% (所得税 (15%))	
収益分配時	平成 20 年 3 月 31 日まで	7% (所得税 (7%))	収益分配金のうち、「普通 分配金」に対して源泉徴収 されます。地方税の源泉徴 収はありません。「特別分 配金」には課税されませ ん。
	平成 20 年 4 月 1 日以降	15% (所得税 (15%))	

⑤ 買取時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合は、前記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

管理及び運営の概要

《資産の評価》

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「チャイナ」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

《保管》

販売会社は、受益証券を原則として保護預り契約に基づいて保管（保護預り）するものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

《信託期間》

信託期間は平成16年9月1日から無期限とします。ただし、後記「《その他》 ①信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

《計算期間》

- ① この信託の計算期間は、原則として毎年2月26日から翌年2月25日（平成18年6月19日以降は、毎年1月16日から7月15日及び7月16日から翌年1月15日）までとします。
- ② 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

《受益者の権利等》

受益者は、主な権利として、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金（解約）請求権を有しています。

《その他》

① 信託の終了

1. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
2. 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 3. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「②信託約款の変更」の3) の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときに該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
 4. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 2) 前記1) の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 3) 前記2) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記①の信託約款の変更をしません。
- 4) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 5) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1) から4) までの規定に従います。
- 6) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記1) から4) の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記2) の書面の交付を原則として行いません。

③ 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己の所有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

内国投資信託受益証券事務の概要

① 受益証券の名義書換等

投資家が、委託会社の定める手続によって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に請求したときは、無記名式受益証券と引換に記名式の受益証券に、または記名式受益証券と引換に無記名式に変更することができます。また、記名式受益証券を取得した受益者は、取得した販売会社に申出ることにより、名義書換を請求することができます。ただし、名義書換手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。記名式受益証券から無記名式受益証券への変更及び無記名式受益証券から記名式受益証券への変更並びに名義書換にかかる手数料は徴収しません。

② 受益者名簿

作成いたしません。

③ 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

④ 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することはできません。

⑤ 受益証券の再発行

1. 無記名式受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときは、委託会社は、無記名式受益証券を再交付します。
2. 記名式受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときには、委託会社は、記名式受益証券を再交付します。
3. 委託会社は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、受益証券を喪失した場合の前記1. 及び2. の規定を準用します。
4. 委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

(注)

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替受益権となる予定であり、委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

その他ファンドの情報

- | | |
|------------------|--|
| ① 内国投資信託受益証券の形態等 | 追加型証券投資信託受益証券です(以下「受益証券」といいます)。原則無記名式ですが、記名式への変更も可能です。
なお、当初元本は1口当たり1円です。
格付は取得していません。 |
| ② 発行価額の総額 | 1,000億円を上限とします(なお、前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税及び地方消費税(以下「消費税等相当額」といいます)は含まれていません)。 |
| ③ 振替機関に関する事項 | 該当事項はありません。
なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は次の通りです。
株式会社証券保管振替機構 |
| ④ 日本以外の地域における発行 | 該当事項はありません。 |
| ⑤ 有価証券届出書の写しの縦覧 | 委託会社が、有価証券届出書(有価証券届出書の訂正届出書が提出された場合には、当該訂正届出書を含みます)の写しを縦覧に供する主要な支店はありません。 |

投資信託説明書(請求目論見書)の記載項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、後記の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

ファンドの運用状況

ファンドの運用状況

(1) 投資状況

信託財産の構成（平成 18 年 3 月 31 日現在）

資産の種類	国・地域	評価額（千円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	フランス	1,991	0.04
投資証券	ルクセンブルグ	4,479,779	99.10
預金、その他資産（負債控除後）		38,815	0.86
合計（純資産総額）		4,520,586	100.00

（注 1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

（注 2）金額の単位未満は切捨てです。

（注 3）平成 18 年 3 月 31 日における外貨建純資産（4,410,638 千円）の純資産総額（4,520,586 千円）に対する比率は 97.6％です。

（注 4）外貨建資産は、計算日の各外貨建資産評価額を当日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。なお、平成 18 年 3 月 31 日における邦貨換算レートは 1 米ドル＝117.47 円です。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成18年3月31日現在

国 / 地域	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
フランス	円建マネー サブファンド	200	9,958	1,991,600	9,957	1,991,400	0.04
ルクセンブルグ	CAF グレーター・チャイ ナ I4クラス	248,537	17,142.39	4,260,520,419	18,024.59	4,479,779,214	99.10

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

種類別組入比率

平成18年3月31日現在

	純資産総額に対する比率(%)
投資信託受益証券	0.04
投資証券	99.10

② 投資不動産物件

該当事項ありません。

③ その他投資資産の主要なもの
為替予約取引

平成18年3月31日現在

取引種別	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
買建	米ドル	588,584.00	69,674,785	69,106,622	1.52

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成18年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産額 (円) 分配落	純資産額 (円) 分配付	1万口当たりの 純資産額 (円) 分配落	1万口当たりの 純資産額 (円) 分配付
第1期計算期間末 (平成17年2月25日)	684,868,745	741,410,917	10,356	11,211
第2期計算期間末 (平成18年2月27日)	3,296,502,736	3,823,723,831	11,880	13,780
平成17年3月末日	1,267,025,872	—	10,133	—
平成17年4月末日	1,505,966,388	—	10,256	—
平成17年5月末日	1,635,061,739	—	10,260	—
平成17年6月末日	1,784,847,477	—	10,811	—
平成17年7月末日	1,903,801,027	—	11,388	—
平成17年8月末日	1,940,186,984	—	11,451	—
平成17年9月末日	2,215,196,667	—	12,062	—
平成17年10月末日	2,418,100,243	—	11,347	—
平成17年11月末日	2,913,606,924	—	12,542	—
平成17年12月末日	3,133,673,118	—	12,710	—
平成18年1月末日	3,658,290,799	—	13,807	—
平成18年2月末日	3,670,949,658	—	11,914	—
平成18年3月末日	4,520,586,558	—	12,600	—

ファンドの運用状況

② 分配の推移

期 間	1口当たりの分配金
第1期計算期間 (自 平成16年9月 1 日) (至 平成17年2月25日)	0.0855円
第2期計算期間 (自 平成17年2月26日) (至 平成18年2月27日)	0.1900円

③ 収益率の推移

期 間	収益率 (%)
第1期計算期間 (自 平成16年9月 1 日) (至 平成17年2月25日)	12.1
第2期計算期間 (自 平成17年2月26日) (至 平成18年2月27日)	33.1

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\left(\frac{\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額}}{\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額}} \right) \times 100$$

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

ファンドの財務ハイライト情報

■以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

■ファンドの「財務諸表」については、中央青山監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	第1期計算期間末 (平成17年2月25日現在)	第2期計算期間末 (平成18年2月27日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		50,394,710	—
コール・ローン		86,382,132	766,108,952
証券投資信託受益証券		1,992,800	1,991,600
投資証券		634,868,143	3,121,645,451
派生商品評価勘定		70,924	—
未収利息		2	20
流動資産合計		773,708,711	3,889,746,023
資産合計		773,708,711	3,889,746,023
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		677,398	111,855
未払金		18,671,089	18,324,422
未払収益分配金		56,542,172	527,221,095
未払解約金		9,355,153	30,237,153
未払受託者報酬		145,871	754,371
未払委託者報酬		3,150,783	16,294,391
その他未払費用		297,500	300,000
流動負債合計		88,839,966	593,243,287
負債合計		88,839,966	593,243,287
純資産の部			
元本			
元本	※1	661,311,961	2,774,847,869
剰余金			
期末剰余金		23,556,784	521,654,867
(分配準備積立金)		(63,666)	(16,485,649)
剰余金合計		23,556,784	521,654,867
純資産合計		684,868,745	3,296,502,736
負債・純資産合計		773,708,711	3,889,746,023

ファンドの運用状況

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第1期計算期間 (自 平成16年9月 1 日 至 平成17年2月25日)	第2期計算期間 (自 平成17年2月26日 至 平成18年2月27日)
		金額 (円)	金額 (円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		118	707
有価証券売買等損益		93,013,167	579,766,899
為替差損益		△20,983,226	185,494,682
営業収益合計		72,030,059	765,262,288
営業費用			
受託者報酬		145,871	1,156,560
委託者報酬		3,150,783	24,981,816
その他費用		301,981	602,891
営業費用合計		3,598,635	26,741,267
営業利益		68,431,424	738,521,021
経常利益		68,431,424	738,521,021
当期純利益		68,431,424	738,521,021
期首剰余金		—	23,556,784
一部解約に伴う当期純利益分配額		11,825,586	194,842,007
剰余金増加額		28,019,431	626,776,253
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(28,019,431)	(626,776,253)
剰余金減少額		4,526,313	145,136,089
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(4,526,313)	(145,136,089)
分配金	※ 1	56,542,172	527,221,095
期末剰余金		23,556,784	521,654,867

重要な会計方針

項目	第1期計算期間 (自 平成16年9月1日 至 平成17年2月25日)	第2期計算期間 (自 平成17年2月26日 至 平成18年2月27日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 証券投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該証券投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額で評価しております。	(1) 証券投資信託受益証券 同左 (2) 投資証券 同左
2 デリバティブ等の評価基準 及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左

ファンドの運用状況

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 —	外貨建取引等の処理基準 同左 計算期間末日の取扱い 平成18年2月25日が休日のため、信託約款第34条により、計算期間末日を平成18年2月27日としており、このため当計算期間は367日となっております。
----------------------------------	--	---

追加型証券投資信託

CA グラン・チャイナ・ファンド

信 託 約 款

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
CA グラン・チャイナ・ファンド

運用の基本方針

信託約款 22 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ的方式で運用することを基本とします。主として、中国経済圏の株式に投資を行うファンドと円建マネー ファンドに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

中国経済圏の株式に投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds グレーター・チャイナ」の I4 クラスと主に日本国債、内外の公社債（原則 A 格以上）、短期金融資産等に投資するフランス籍の「円建マネー サブファンド」を主な投資対象とします。なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、中国経済圏の株式に投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds グレーター・チャイナ」の I4 クラス（米ドル建）とフランス籍の「円建マネー サブファンド」（円建）に投資します。
- ② 中国経済圏の株式に投資する投資信託証券（「CA Funds グレーター・チャイナ」の I4 クラス）の組入比率は、原則として、90%以上とすることを基本とします。また、ファンド全体における投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することとします。
- ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ④ 組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。
- ⑥ 運用にあたっては、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンの投資助言を受けます。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券以外への投資は、信託約款第 21 条の範囲内で行います。
- ② 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
- ④ 原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ 1 ファンドへの投資割合は純資産総額の 50%を超えないものとします。ただし、約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には 50%以上の取得が出来るものとします。

信託約款

3. 収益分配方針

ファンドは、毎決算時(毎年2月25日。休日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みま
す)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配
対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保額の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の
運用を行います。

追加型証券投資信託
CA グラン・チャイナ・ファンド

信 託 約 款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額及び限度額)

第3条 委託者は、金 100 億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項及び第 47 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、100 億口を限度として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、

信託約款

外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第 24 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の変化する受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位、価額及び手数料等)

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)及び登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)は、第 10 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に 1 万口以上 1 万口単位をもって当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込に応ずることとします。この約款において別に定める契約とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日(日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日であることを指します。以下同じ)にあたる場合は、受益証券の取得の申込を受付けないものとします。
- ③ 1. 第 1 項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1 口につき 1 円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
2. 前号の手数料の額は、3.5%(税抜)を上限として委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第 39 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第 34 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消することができます。

(受益証券の種類)

- 第13条 委託者が発行する受益証券は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、50 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券、1 億口券、の 8 種類とします。
- ② 委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、第 1 項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。
- ③ 委託者の指定する証券会社または登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約及び保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、第 1 項に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更並びに名義書換手続)

- 第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換に記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換に無記名式の受益証券を交付します。
- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第 34 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

- 第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

- 第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

- 第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

- 第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

- 第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるもの(CP)を除きます)
 - ニ. 金銭を信託する信託の受益権

信託約款

2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲)

第21条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券(本邦通貨表示のものに限ります)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

また、「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. 「CA Funds グレーター・チャイナ」のI4クラス(ルクセンブルグ籍)
2. 「円建マネー サブファンド」(フランス籍)
- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図及び範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

- ② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示及び記載の省略)

第28条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示及び記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 26 日から翌年 2 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 17 年 2 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

信託約款

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、その他信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息並びに信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び当該監査費用にかかる消費税等相当額(以下「諸経費」といいます)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の額及び支弁の方法)

第37条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の120以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中より支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、受託者の同意のうえ、第1項に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次のように処理します。

1. 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その金額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と

引換に受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第 1 項の場合は収益分配金交付票に、第 3 項及び第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金及び償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第 39 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 39 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金及び一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

第42条 受益者(委託者の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます)は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券並びに委託者の指定する証券会社及び登録金融機関の所有にかかる受益証券については 1 口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

⑤ 前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

信託約款

- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第43条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消し等に伴う取扱い)

- 第45条 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

- 第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができますものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を

信託約款

行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

② 平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

④ 受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。

⑦ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行った場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑧ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行った場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日

平成 16 年 9 月 1 日

委 託 者

東京都千代田区内幸町 1 丁目 2 番 2 号
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表取締役 青野 晴延

受 託 者

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 新井 信彦

信託約款

(※) 下記の変更は次の日程で行います。

変更日：平成 18 年 5 月 26 日

適用日：平成 18 年 6 月 19 日

変更後	変更前
運用の基本方針 3. 収益分配方針 ファンドは、毎決算時(毎年 <u>1 月 15 日</u> 及び <u>7 月 15 日</u>。休日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。(以下略)	運用の基本方針 3. 収益分配方針 ファンドは、毎決算時(毎年 <u>2 月 25 日</u>。休日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。(以下略)
(信託の計算期間) 第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 <u>1 月 16 日</u> から <u>7 月 15 日</u> 及び <u>7 月 16 日</u> から翌年 <u>1 月 15 日</u> までとすることを原則とします。ただし、第 3 計算期間は、平成 18 年 2 月 28 日から平成 18 年 7 月 18 日までとします。(以下略)	(信託の計算期間) 第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 <u>2 月 26 日</u> から翌年 <u>2 月 25 日</u> までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 17 年 2 月 25 日までとします。(以下略)
(信託事務等の諸費用) 第 36 条 ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、<u>毎計算期末の翌営業日</u>までに、または信託終了のとき信託財産中より支弁します。	(信託事務等の諸費用) 第 36 条 ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、<u>毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末の翌営業日</u>までに、または信託終了のとき信託財産中より支弁します。
(信託報酬等の額及び支弁の方法) 第 37 条 ② 前項の信託報酬は、<u>毎計算期末</u>、または信託終了のとき信託財産中より支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。	(信託報酬等の額及び支弁の方法) 第 37 条 ② 前項の信託報酬は、<u>毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末</u>、または信託終了のとき信託財産中より支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

＜ご参考＞

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する当ファンドの受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合に予定している信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）や当該重大な約款変更以外の変更は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

重大な約款変更後の約款の内容	有価証券届出書提出日(平成 18 年 5 月 25 日) 現在の信託約款の内容
(受益権の取得申込みの勧誘の種類) 第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。 (当初の受益者) 第 6 条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割及び再分割) 第 7 条 委託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については 100 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u> (受益権の帰属と受益証券の不発行) <u>第 10 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録される</u>	(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第 5 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。 (当初の受益者) 第 6 条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割及び再分割) 第 7 条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、100 億口を限度として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u> (受益証券の発行) <u>第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</u>

ことにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。〕

____委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

____委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

____委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ）及び登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額及び手数料等）

第 12 条 委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に 1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込に応ずることとします。

この信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第 11 条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の申込単位、価額及び手数料等）

第 12 条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ）及び登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）は、第 10 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に 1 万口以上 1 万口単位をもって当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申

権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項第1号の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます）の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日（日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日であることを指します。以下同じ）にあたる場合は、受益権の取得の申込を受付けないものとします。
- 1. 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税（以下「消費税等」といいます）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
2. 前号の手数料の額は、3.5%（税抜）を上限として委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。
- 前各項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消すことができます。

第13条 <削除>

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、

込に応ずることとします。

この信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

<新設>

- 前項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日（日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日であることを指します。以下同じ）にあたる場合は、受益証券の取得の申込を受付けないものとします。

- 1. 第1項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税（以下「消費税等」といいます）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- 2. 前号の手数料の額は、3.5%（税抜）を上限として委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。

- 前各項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消すことができます。

（受益証券の種類）

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、1億口券、の8種類とします。

委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

委託者の指定する証券会社または登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、第1項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

（受益証券の記名式、無記名式への変更並びに名義書換手続）

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換に記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換に無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

<u>前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の記載または記録が行われるよう通知するものとします。</u> <u>委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</u> <u>（受益権の譲渡の対抗要件）</u> <u>第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。</u> 第 16 条 < 削除 > 第 17 条 < 削除 > 第 18 条 < 削除 > 第 19 条 < 削除 > <u>（収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い）</u> <u>第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 40 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。</u> <u>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、別に定め</u>	<u>前項の規定による名義書換の手続は、第 34 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。</u> <u>（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）</u> <u>第 15 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。</u> <u>（無記名式の受益証券の再交付）</u> <u>第 16 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</u> <u>（記名式の受益証券の再交付）</u> <u>第 17 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</u> <u>（受益証券を毀損した場合等の再交付）</u> <u>第 18 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。</u> <u>（受益証券の再交付の費用）</u> <u>第 19 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</u> <u>（収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い）</u> <u>第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。</u> <u>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金</u>
--	--

る契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換に当該受益者に支払います。

一部解約金（第42条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ）は、第42条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

< 削除 >

< 削除 >

（収益分配金及び償還金の時効）

第40条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

の再投資にかかる受益証券の売付を行います。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換に受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合は収益分配金交付票に、第3項及び第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとし、

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金及び償還金若しくは一部解約金の支払をしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第40条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

第42条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位(別に定める契約にかかる受益権並びに委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に帰属する受益権については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受け付けないものとします

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱)

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、当該金額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金及び一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

第42条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位(別に定める契約にかかる受益証券並びに委託者の指定する証券会社及び登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

<新設>

(信託契約の解約) <u>第 44 条</u> < 略 > < 以下現行信託約款第 44 条から第 48 条まで各条を 1 条繰下げ > (反対者の買取請求権) <u>第 50 条</u> <u>第 44 条</u>に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、<u>第 44 条</u>第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に<u>帰属する受益権</u>を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 (公告) <u>第 51 条</u> < 略 > (信託約款に関する疑義の取扱い) <u>第 52 条</u> < 略 > (添付信託約款付則第 1 条を削除し、以下の内容に置き換えます。) (付 則) 第 1 条 <u>平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条 (受益証券の発行)</u>、<u>第 11 条 (受益証券の発行についての受託者の認証)</u>、<u>第 13 条 (受益証券の種類)</u> から <u>第 19 条 (受益証券の再交付の費用)</u> の規定及び受益権と読み替えられた<u>受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</u>	(信託契約の解約) <u>第 43 条</u> < 同左 > (反対者の買取請求権) <u>第 49 条</u> <u>第 43 条</u>に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、<u>第 43 条</u>第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の<u>有する受益証券</u>を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 (公告) <u>第 50 条</u> < 同左 > (信託約款に関する疑義の取扱い) <u>第 51 条</u> < 同左 > (付 則) 第 1 条 (添付信託約款付則第 1 条をご参照ください。)
---	---

CA グラン・チャイナ・ファンド
追加型証券投資信託/ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書(請求目論見書)
2006年5月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

本書は証券取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う「CA グラン・チャイナ・ファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）の第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 5 月 25 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 5 月 26 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、証券取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「CA グラン・チャイナ・ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
4. ファンドは元本及び分配金が保証されているものではありません。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に外国投資信託証券を通じて外国株式を投資対象としていますので、組入株式の価格の下落や組入株式の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）の目次

第1	ファンドの沿革	1
	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	2
第3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
①	資産の評価	3
②	保管	3
③	信託期間	3
④	計算期間	3
⑤	その他	4
2	受益者の権利等	5
第4	ファンドの経理状況	7
1	財務諸表	10
2	ファンドの現況	24
第5	設定及び解約の実績	24

第1 ファンドの沿革

平成16年9月1日：信託契約の締結、当ファンドの設定・運用開始
平成18年6月19日：決算日を年2回に変更（予定）

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

1) お申込みの受付場所

当ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において取扱っております。詳細は後記までお問い合わせください。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

2) 申込期間と申込価額

申込期間		申込価額
募集期間	平成18年 5月26日（金）から 平成19年 4月13日（金）まで	申込日の翌営業日の基準価額

ただし、日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日の場合は、お申込みできません。

※募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

3) お申込単位

1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位とします。

お申込みには「自動けいぞく投資コース」と、「一般コース」があります。

＊「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。

＊「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。

ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記コースについては途中で変更することはできません（ただし、全保有受益証券売却後に新たにご購入される場合を除きます）。

販売会社によっては、「自動けいぞく投資コース」においても分配金を定期的を受取るための定期引出契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ）を締結することができません場合があります。また、販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、受益証券の取得申込を行う「定時定額購入取引（積立）」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ）を取扱う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

1) 途中解約*の受付

※途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日解約のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

2) 途中解約取扱期間と解約価額

- (a) 途中解約の実行の請求の受付は、営業日の午後 3 時（年末年始のような証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までとさせていただきます。なお午後 3 時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱とさせていただきます。
- (b) 途中解約の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中解約の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として 5 営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3) 解約単位

1 口単位または 1 万口単位とします。

4) 解約価額の照会方法

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、解約価額は 1 万口単位で表示されたものが発表されます。ファンドの解約価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前 9 時～午後 5 時

（半日営業日は午前 9 時～午前 11 時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

5) 途中解約の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中解約が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約請求を撤回しない場合には、当該証券の解約価額は、途中解約中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

6) 受益証券の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益証券を買取ります。

受益証券の買取の取扱については販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

7) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については会社にお問い合わせください。

8) 買取請求の受付を中止する特別な場合

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、販売会社は受益証券の買取を中止すること、及び既に受付けた受益証券の買取を取消することができます。

* 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社へお問い合わせください。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることとが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

① 資産の評価

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「チャイナ」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

② 保管

販売会社は、受益証券を原則として保護預り契約に基づいて保管（保護預り）するものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

③ 信託期間

信託期間は平成16年9月1日から無期限とします。ただし、後記「⑤ その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

④ 計算期間

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎年2月26日から翌年2月25日（平成18年6月19日以降は、毎年1月16日から7月15日及び7月16日から翌年1月15日）までとします。

- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

⑤ その他

1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときに該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(a)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定に従います。
- (f) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとし

て前記(a)から(d)までの規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記(b)の書面の交付を原則として行いません。

3) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己の所有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 信託約款に関する疑義の取扱

当ファンドの信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

6) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

7) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との「受益証券の募集販売、買取及び解約の取扱並びに収益分配金及び償還金の支払等に関する契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託者が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益金分配交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引換えに受益者にお支払いします。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

③ 途中解約（換金）請求権

- 1) 受益者は、1口単位または1万口単位で途中解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込み販売会社の本支店営業

所等にお問い合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

⑤ 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間（平成16年9月1日から平成17年2月25日まで）及び第2期計算期間（平成17年2月26日から平成18年2月27日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成17年4月23日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

清水 教



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCA グラン・チャイナ・ファンドの平成16年9月1日から平成17年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CA グラン・チャイナ・ファンドの平成17年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

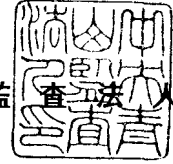
以 上

独立監査人の監査報告書

平成18年4月22日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

清水 教



指定社員 公認会計士
業務執行社員

松本 克史



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAグラン・チャイナ・ファンドの平成17年2月26日から平成18年2月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAグラン・チャイナ・ファンドの平成18年2月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

CA グラン・チャイナ・ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	第1期計算期間末 (平成17年2月25日現在)	第2期計算期間末 (平成18年2月27日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		50,394,710	—
コール・ローン		86,382,132	766,108,952
証券投資信託受益証券		1,992,800	1,991,600
投資証券		634,868,143	3,121,645,451
派生商品評価勘定		70,924	—
未収利息		2	20
流動資産合計		773,708,711	3,889,746,023
資産合計		773,708,711	3,889,746,023
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		677,398	111,855
未払金		18,671,089	18,324,422
未払収益分配金		56,542,172	527,221,095
未払解約金		9,355,153	30,237,153
未払受託者報酬		145,871	754,371
未払委託者報酬		3,150,783	16,294,391
その他未払費用		297,500	300,000
流動負債合計		88,839,966	593,243,287
負債合計		88,839,966	593,243,287
純資産の部			
元本			
元本	※ 1	661,311,961	2,774,847,869
剰余金			
期末剰余金		23,556,784	521,654,867
(分配準備積立金)		(63,666)	(16,485,649)
剰余金合計		23,556,784	521,654,867
純資産合計		684,868,745	3,296,502,736
負債・純資産合計		773,708,711	3,889,746,023

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第1期計算期間 (自 平成16年9月1日 至 平成17年2月25日)	第2期計算期間 (自 平成17年2月26日 至 平成18年2月27日)
		金額 (円)	金額 (円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		118	707
有価証券売買等損益		93,013,167	579,766,899
為替差損益		△20,983,226	185,494,682
営業収益合計		72,030,059	765,262,288
営業費用			
受託者報酬		145,871	1,156,560
委託者報酬		3,150,783	24,981,816
その他費用		301,981	602,891
営業費用合計		3,598,635	26,741,267
営業利益		68,431,424	738,521,021
経常利益		68,431,424	738,521,021
当期純利益		68,431,424	738,521,021
期首剰余金		—	23,556,784
一部解約に伴う当期純利益分配額		11,825,586	194,842,007
剰余金増加額		28,019,431	626,776,253
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(28,019,431)	(626,776,253)
剰余金減少額		4,526,313	145,136,089
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(4,526,313)	(145,136,089)
分配金	※ 1	56,542,172	527,221,095
期末剰余金		23,556,784	521,654,867

重要な会計方針

項目	第1期計算期間 (自 平成16年9月1日 至 平成17年2月25日)	第2期計算期間 (自 平成17年2月26日 至 平成18年2月27日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 証券投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該証券投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額で評価しております。	(1) 証券投資信託受益証券 同左 (2) 投資証券 同左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 —	外貨建取引等の処理基準 同左 計算期間末日の取扱い 平成18年2月25日が休日のため、信託約款第34条により、計算期間末日を平成18年2月27日としており、このため当計算期間は367日となっております。
----------------------------------	--	---

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	第1期計算期間末 (平成17年2月25日現在)	第2期計算期間末 (平成18年2月27日現在)
※1 期首元本額	224,912,366円	661,311,961円
期中追加設定元本額	618,946,333円	3,730,762,710円
期中解約元本額	182,546,738円	1,617,226,802円

(損益及び剰余金計算書関係)

第1期計算期間 (自 平成16年9月1日 至 平成17年2月25日)	第2期計算期間 (自 平成17年2月26日 至 平成18年2月27日)
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(115円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(56,605,723円)、信託約款に規定される収益調整金(23,617,721円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は80,223,559円(1万口当たり1,213.09円)であり、うち56,542,172円(1万口当たり855円)を分配金額としております。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(519円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(543,678,495円)、信託約款に規定される収益調整金(505,452,145円)及び分配準備積立金(27,730円)より分配対象収益は1,049,158,889円(1万口当たり3,780.96円)であり、うち527,221,095円(1万口当たり1,900円)を分配金額としております。

(有価証券関係)

第1期計算期間末(平成17年2月25日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
証券投資信託受益証券	1,992,800円	△800円
投資証券	634,868,143円	72,305,808円
合 計	636,860,943円	72,305,008円

第2期計算期間末(平成18年2月27日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
証券投資信託受益証券	1,991,600円	△1,200円
投資証券	3,121,645,451円	454,254,677円
合 計	3,123,637,051円	454,253,477円

(デリバティブ取引等関係)

I 取引の状況に関する事項

項目	第1期計算期間 (自 平成16年9月1日 至 平成17年2月25日)	第2期計算期間 (自 平成17年2月26日 至 平成18年2月27日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

通貨関連

第1期計算期間末（平成17年2月25日現在）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	18,626,148	—	18,665,147	38,999
	売建				
	米ドル	49,734,893	—	50,380,366	△645,473
合計		68,361,041	—	69,045,513	△606,474

第2期計算期間末（平成18年2月27日現在）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	18,433,130	—	18,321,275	△111,855
	売建				
合計		18,433,130	—	18,321,275	△111,855

時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

（1口当たり情報）

	第1期計算期間末 （平成17年2月25日現在）	第2期計算期間末 （平成18年2月27日現在）
1口当たり純資産額	1.0356円	1.1880円
（1万口当たり純資産額）	（10,356円）	（11,880円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株 式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
証券投資信託 受益証券	円	円建マネー サブファンド	2,000,000	1,991,600	
		円 小 計	2,000,000	1,991,600	
		証券投資信託受益証券 合計	2,000,000	1,991,600	
投資証券	米ドル	CA Funds グレーター・ チャイナ I4クラス	18,433,700	26,804,443.17	
		米ドル 合 計	18,433,700	26,804,443.17 (3,121,645,451)	
		投資証券 合計	18,433,700	26,804,443.17 (3,121,645,451)	
		合 計		3,123,637,051 (3,121,645,451)	

注1) 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

注2) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100%	100%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項(デリバティブ取引等関係)」に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは「円建マネー サブファンド」の受益証券と「CA Funds グレーター・チャイナ I4クラス」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「証券投資信託受益証券」および「投資証券」は、それぞれ上記投資信託の受益証券です。

「CA Funds グレーター・チャイナ I4クラス」は、「CA Funds GREATER CHINA FUND POOL」にて他のシェアクラスと合同運用されております。

なお、「円建マネー サブファンド」および「CA Funds グレーター・チャイナ I4クラス」の状況は次の通りです。

「円建マネー サブファンド」および「CA Funds グレーター・チャイナ I4クラス」の状況

以下に記載した「1. 円建マネー サブファンドの状況」の「貸借対照表」およびそれに続く「重要な会計方針」等は、委託会社が同投資信託の投資顧問会社であるクレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーからの情報に基づき、平成17年2月24日現在および平成18年2月24日現在の財産の状況を記載したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

また、以下に記載した「2. CA Funds グレーター・チャイナ I4クラスの状況」の情報は、委託会社が同投資信託の管理会社であるCACEIS バンク ルクセンブルグ（注 平成17年10月3日付でクレディ・アグリコル インベスター・サービスズ・バンク・ルクセンブルグより名称変更いたしました。）および当該投資証券の発行体であるCA ファンズ リミテッドからの情報に基づき、平成17年2月24日現在および平成18年2月24日現在の財産の状況を併記したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの財務諸表監査の対象外であります。

1. 円建マネー サブファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成17年2月24日現在)	(平成18年2月24日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		2,059,482,416	313,250,028
譲渡性預金証書		—	599,987,001
コマーシャル・ペーパー		7,399,902,754	—
流動資産合計		9,459,385,170	913,237,029
資産合計		9,459,385,170	913,237,029
負債の部			
流動負債			
未払信託報酬		7,642,834	145,009
流動負債合計		7,642,834	145,009
負債合計		7,642,834	145,009
純資産の部			
元本			
元本	※1	9,485,010,000	916,880,000
剰余金			
欠損金		33,267,664	3,787,980
剰余金合計	※2	△33,267,664	△3,787,980
純資産合計		9,451,742,336	913,092,020
負債・純資産合計		9,459,385,170	913,237,029

重要な会計方針

項目	自 平成16年8月31日 至 平成17年2月24日	自 平成17年2月25日 至 平成18年2月24日
有価証券の評価基準及び 評価方法	コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 なお、残存3ヵ月未満となったものにつきましては償却原価法により評価しております。	譲渡性預金証書及びコマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 なお、残存3ヵ月未満となったものにつきましては償却原価法により評価しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	(平成17年2月24日現在)	(平成18年2月24日現在)
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該サブファンドの元本額	12,972,010,000円	9,485,010,000円
同期中における追加設定元本額	2,000,000円	45,870,000円
同期中における解約元本額	3,489,000,000円	8,614,000,000円
同期末における開示対象ファンド保有元本額	2,000,000円	2,000,000円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は33,267,664円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,787,980円であります。

(有価証券関係)

(平成17年2月24日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
コマーシャル・ペーパー	7,399,902,754円	196,408円
合 計	7,399,902,754円	196,408円

(平成18年2月24日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
譲渡性預金証書	599,987,001円	9,750円
合 計	599,987,001円	9,750円

(1口当たり情報)

	平成17年2月24日現在	平成18年2月24日現在
1口当たり純資産額	9,964円	9,958円

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株 式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
譲渡性預金証書	KOREA DEVEROPME 180406	300,000,000	299,995,667	
	DEPFA BANK EURO 180406	300,000,000	299,991,334	
	合 計	600,000,000	599,987,001	

2. 「CAF グレーター・チャイナ I4クラス」の状況

(1) 本有価証券報告書開示対象ファンドの投資先シェアクラス (CAF グレーター・チャイナ I4 クラス) の情報

	平成17年2月24日現在	平成18年2月24日現在
1口当たり純資産額 (当初元本は1口当たり100 米ドル)	118.92 米ドル	145.41 米ドル
基準日における元本口数	50,124口	184,337口
うち、本有価証券報告書開示対象ファンドの保有口数	50,124口	184,337口
純資産総額	5,960,530.15 米ドル	26,805,310.12 米ドル

(2) CAF GREATER CHINA FUND POOL 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成17年2月24日現在)	(平成18年2月24日現在)
		金額 (米ドル)	金額 (米ドル)
資産の部			
預金		129,377.49	3,117,245.84
有価証券		71,324,546.71	118,115,287.08
未収入金		4,779,669.98	31,044,384.90
資産合計		76,233,594.18	152,276,917.82
負債及び純資産の部			
未払金		2,087,329.00	31,917,026.64
純資産		74,146,265.18	120,359,891.18
負債及び純資産合計		76,233,594.18	152,276,917.82

CAF GREATER CHINA FUND POOL の保有資産明細（上位 20 銘柄）

（平成18年2月24日現在）

通貨	銘柄	株数	評価額	
			現地通貨建金額	米ドル建金額
香港ドル	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION	15,291,000	56,958,975	7,340,216.02
	HONG KONG EXCHANGES AND CLEARING	1,070,000	41,462,500	5,343,208.98
	CNOOC LTD	6,168,000	40,400,400	5,206,337.78
	HUTCHISON WHAMPOA	478,500	35,576,475	4,584,685.94
	CHINA MOBILE (HONG KONG) LTD	858,500	32,580,075	4,198,544.45
	HSBC HOLDINGS PLC (USD 0.5)	235,124	30,989,343	3,993,549.28
	ESPRIT HOLDINGS SHS	488,500	29,016,900	3,739,363.54
	HONG KONG CHINA GAS	1,431,000	27,403,650	3,531,466.48
	CHINA LIFE INSURANCE - H- CO LTD	2,985,000	27,163,500	3,500,518.71
	SHUN TAK HOLDINGS LTD	3,014,000	27,126,000	3,495,686.14
	PETROCHINA -H-	3,532,000	26,843,200	3,459,242.14
	LIFESTYLE INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	2,172,000	26,498,400	3,414,808.29
	LI AND FUNG LTD	1,682,000	26,239,200	3,381,405.58
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	1,256,000	24,240,800	3,123,874.83
	EGANAGOLDPFEIL	8,952,000	23,946,600	3,085,961.73
	KERRY PROPERTIES	863,500	22,278,300	2,870,970.46
	CHEUNG-KONG HOLDINGS LTD	262,000	21,588,800	2,782,115.65
	WUMART STORES INC -H-	893,000	21,476,650	2,767,663.05
	CHINA PARADISE ELECTRONICS RETAIL LTD	5,920,000	21,460,000	2,765,517.39
	SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	256,000	20,710,400	2,668,917.58

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成18年3月31日現在

I 資産総額	4,608,593,685円
II 負債総額	88,007,127円
III 純資産総額 (I - II)	4,520,586,558円
IV 発行済数量	3,587,906,761口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	12,600円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量 (単位：口)	解約数量 (単位：口)	発行済数量 (単位：口)
第1期計算期間 (自 平成16年9月 1日) (至 平成17年2月25日)	843,858,699	182,546,738	661,311,961
第2期計算期間 (自 平成17年2月26日) (至 平成18年2月27日)	3,730,762,710	1,617,226,802	2,774,847,869

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1期計算期間の設定数量には、当初募集期間中の設定数量 (224,912,366口) を含みます。

CA グラン・チャイナ・ファンド

